

南国税務署からのお知らせ

電話による申告相談をご利用ください!

平成31年1月18日(金)から3月15日(金)まで、「確定申告電話相談センター」で所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。受付時間は午前8時30分～午後5時です。

なお、土・日・祝日については、2月24日(日)及び3月3日(日)のみ、電話相談を行っております。所轄の税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、「0」を選択してください。

※確定申告以外の国税に関する一般的なご相談を希望される方は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、「1」を選択してください。「電話相談センター」へおつながります。



マイナンバーの記載忘れにご注意ください!

☆平成30年分の所得税、贈与税及び消費税の確定申告書につきましては、マイナンバーの記載と本人確認書類(例1:マイナンバーカード、例2:通知カードと運転免許証など)の提示又は写しの添付が必要です。(申告書等提出の都度必要ですので、前年分の申告書に記載・提示等された方も同様です。)

また、郵送等による提出の際には本人確認書類の写しの添付をお願いします。

☆平成31年1月からe-Taxの利用手続きがより便利になりました。

【マイナンバーカード方式】

①マイナンバーカード②ICカードリーダライタをお持ちであれば、自宅のパソコンからe-Taxで申告ができます。

【ID・パスワード方式】

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方でも、税務署で①ID(利用者識別番号)②パスワード(暗証番号)の発行を受ければ、e-Taxで申告ができます。発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

医療費控除が改正されています!

☆平成29年分の確定申告から、医療費控除を受けられる場合には、医療費領収書の提示・提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

※平成31(2019)年分までの確定申告では、これまでどおり領収書を提出することも可能です。

☆医療費控除の申告・医療費控除の明細書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。作成した申告書等は、「e-Taxを利用して送信」するか、「印刷して税務署に郵送」することもできます。

■問い合わせ／ 南国税務署 ☎863-3215

税務課からのお知らせ

納付証明書の発行

確定申告などで国民健康保険税の納付証明書が必要な方は、無料で発行しますので、税務課へご請求ください。(電話での郵送請求も受け付け可能です。)

※市役所で申告をされる方は南国市への支払分の納付証明書は不要です。

■受付期間:1月16日(水)～3月15日(金) *土・日曜日・祝日を除く

■申請方法:窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。また、納税義務者の方と窓口に来られる方が別世帯の場合は委任状も必要です。(電話での郵送請求も受け付け可能です。)

■問い合わせ/税務課 ☎880-6554

南国税務署からのお知らせ

税務署の確定申告会場は 2月18日(月)から3月15日(金)まで開設!

☆税務署の確定申告会場の開設期間は、2月18日(月)から3月15日(金)まで(土、日曜日を除く。)です。

☆受付時間は、午前8時30分から午後4時です。ただし、会場の混雑状況により、午後4時前であっても受付を終了させていただく場合があります。

☆期間中(特に午前中や3月15日)確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、ご自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。

平成31年1月から、e-Taxの利用手続きが より便利になりました!

☆マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方も、e-Taxで申告できるようになりました!

☆用意するものは次の2つ! ①ID(利用者識別番号)②パスワード(暗証番号)

※発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

※マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。

☆国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。

※平成30年分の申告から、給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、「スマホ専用画面」から確定申告書を作成できます。

※スマートフォンから消費税、贈与税の申告書並びに決算書等の作成はできませんので、作成される方は、パソコンをご利用ください。

☆平成31(2019)年1月以降も、引き続き、従来の方式でもe-Taxによる申告書の送信ができます。